



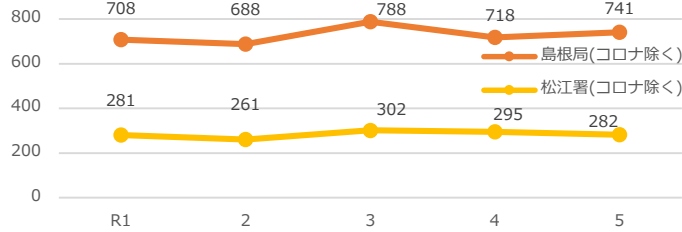
隠岐の島駐在事務所からのお知らせ



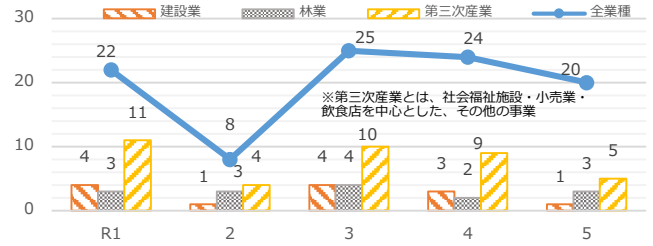
厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

令和5年隠岐郡内の労働災害発生状況

1 島根労働局管内の全体及び松江署における労働災害発生状況（休業4日以上）



2 隠岐郡における労働災害発生状況（休業4日以上）



3 令和5年業種別労働災害発生状況（前年比較：休業4日以上）

	全署計			松江署											
	R4		R5	R4			R5			増減(死傷)			隠岐郡		
	死亡	死傷	増減(死傷)	死亡	死傷	増減(死傷)	死亡	死傷	増減(死傷)	死亡	死傷	増減(死傷)	死亡	死傷	増減(死傷)
全産業計	5	718	23	2	295	3	282	▲13	0	24	0	20	▲4		
製造業	2	148	▲1	1	62	0	44	▲18	0	4	0	2	▲2		
鉱業	0	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0		
建設業	2	119	▲15	0	35	2	35	0	0	3	0	1	▲2		
運輸交通業	0	57	▲14	0	26	0	18	▲8	0	1	0	1	0		
林業	0	22	12	0	7	0	11	4	0	2	0	3	1		
第三次産業	1	338	28	1	149	1	155	6	0	9	0	5	▲4		
その他	0	31	11	0	15	0	18	3	0	5	0	8	3		
新型コロナ患(※外数)	0	1,599	▲1,031	0	602	0	283	▲319	0	3	0	31	28		

労働災害発生件数は前年に比べ▲4件減少しましたが、過去最少を記録した令和2年の8件を大幅に上回りました。また、移動式クレーンの転倒やフォークリフトによる「激突災害」、機械を停止させずに点検作業等を行い指や腕を巻き込まれた「巻き込まれ災害」、刈払い機等の刃による「切れ・こすれ」災害が発生した他、高齢労働者が被災する割合が高くなっています。



4 労働災害を防止するためのポイント

転倒災害防止対策

- 作業場所の整理整頓の実施。特に、通路、階段、出口に物は放置しない。
- 作業場所の清掃の実施。特に、床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除く。
- 毎日の運動の実施。特に、作業開始前、休憩時間にストレッチや転倒予防のための運動実施。

墜落・転落災害防止対策

- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の措置の実施。
- 墜落制止用器具の適切な使用。
- 安全な昇降設備の設置及び脚立・はしごの適正な使用。
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置の実施。

高齢労働者の労働災害防止対策

- 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりを設置。
- 解消できない危険箇所に標識等で注意喚起の実施。
- 体力チェック、保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動の実施。
- 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育の実施。

腰痛予防対策

- 機械作業による作業の自動化や、リフトやスライディングシート等を導入し、抱え上げ作業の抑制。
- 体重にあわせた重量制限の周知。
- 重量物の重量の明示。
- 不自然な姿勢での作業とならないよう配慮。
- 1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージの実施。

安全衛生管理活動

- 労働災害を防止するための安全衛生教育を実施。
- 朝礼やミーティングに作業方法などを的確・明確に指示。
- 災害事例、ヒヤリハット事例等からリスクを洗い出し、リスクアセスメントの実施。
- 日々のKYの実施。



島根県最低賃金 904円

詳しくはこちらから▶▶

確かめよう労働条件

詳しくはこちらから▶▶

過去のお知らせはこちらから▶▶